

広報 かんだ

発行 苅田町
〒800-0392 苅田町富久町1-19-1
☎093・434・1111
<https://www.town.kanda.lg.jp>
編集 企画政策課 広報広聴担当
☎093・434・1921



あなたの魅力がぴったりはまる 令和2年度 苅田町職員採用試験

【第1次試験】9月20日(日)・西日本工業大学

※新型コロナの状況により変更になることがあります

【試験区分・採用予定人数】行政職A（高卒程度・1名）、行政職B（大卒程度・6名程度）、技術職（土木・2名程度）、文化財専門職（1名程度）・管理栄養士（1名程度）・消防職（1名程度）

※職務の概要や受験資格、提出書類など、詳細は次号（7月25日号）か町ホームページ（右QR）をご覧ください。

【書類配布・受付期間】

7月10日(金)～8月17日(月) 8時30分～17時15分

【申込受付】総務課 人事担当（役場3階）

※郵送の場合は8月17日(月)までの消印があり、書類が完備しているものに限り受け付けます。

【申込書の請求方法】①～③のいずれかで申込書を請求し、期限までに提出してください。

①窓口請求：総務課 人事担当

②郵便請求：封筒の表に「採用試験請求」と朱書きし、140円切手を貼り返信先を明記した返信用封筒（A4サイズの入る大きさ）を同封のうえ、総務課人事担当に請求

③苅田町ホームページからのダウンロード：

申込書などはA4版白色用紙に、受験票は郵便はがきにそれぞれ黒色で印刷

【問い合わせ】総務課 人事担当

☎093・434・1861

〒800-0392 苅田町富久町1丁目19-1



スターフライヤー社 株主優待券を利用しませんか？

片道1区間の普通運賃が半額になるスターフライヤー社の株主優待券を希望者の方にお贈りします。（利用例 北九州～羽田：37,200円→18,600円）

【応募資格】

- ①応募時に苅田町内に住所がある方
- ②満12歳以上の方
（平成20年7月28日までに生まれた方）

【応募方法】郵便往復ハガキ往信用裏面に、

①住所 ②氏名 ③年齢 ④電話番号 ⑤優待券希望と書いて、右記のあて先までお送りください。

※応募は1人1通まで。返信用表面には、応募者の住所と氏名をお書きください。

【優待券の有効期限】令和3年5月31日(月)

【締切・申込先】令和2年7月27日(日)必着

〒800-0392 苅田町富久町1-19-1
苅田町役場 企画政策課

【その他】優待券は新型コロナウイルスの感染状況に応じた適切な利用をお願いします。応募多数の場合は抽選とし、261人の方へ優待券2枚（往復分）を交付します。当選者の発表は優待券の発送をもってかえさせていただきます。落選者には返信用ハガキでお知らせします。発送は8月上旬以降の予定です。

【問合せ】企画政策課 ☎093・588・1006



生活福祉資金貸付制度・住居確保給付金

生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルスの影響を受けて、休業や失業などにより生活資金でお悩みの方に向けて、特例貸付を実施しています。(貸付には審査があります)

①緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合
⇒上限10万円(場合により20万円)の貸付

【相談時間】9時～12時、13時～15時

【相談場所】三原文化会館2階の受付相談窓口

※申込みは予約制です。申込みには住民票、収入が減った事が分かる書類などが必要です。

②総合支援金

日常生活の維持が困難となった場合
⇒原則3ヶ月以内で月15万円(2人以上世帯は月20万円)の貸付

問い合わせ

荻田町社会福祉協議会 ☎090・8412・3641(予約電話)
受付時間：平日8時30分～17時15分

住居確保給付金

離職や廃業された方に加えて、休業などによる収入減のため、離職や廃業と同程度の状況にあり、住居(民間賃貸など)を失う恐れのある方に、一定期間家賃相当額を支給します。

【対象者】申請日において離職・廃業日から2年以内または休業などにより収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

【支給期間】原則3ヶ月(最長9ヶ月)

【支給額】家賃相当額(上限あり)

【支給方法】大家または不動産業者などの口座へ直接振り込み

【支給要件】①離職等により生活に困窮し、住居を失った、または住居を失う恐れのある方

【受付時間】月曜～金曜 9時30分～17時30分

【受付場所】困りごと相談室

②収入要件：基準額(※一人世帯の場合は81,000円)と申請者の賃貸住宅の家賃を合わせた額が、世帯収入を上回ること

住所：行橋市宮市町2-8ヘブンリービル1階

問い合わせ

③資産要件：世帯の所有する金融資産の合計金額が、基準額×6(ただし100万円を超えないものとする)以下であること

困りごと相談室(福岡県自立相談支援事務所)
☎0930・26・7705

手作りマスクでつなぐ絆プロジェクト

町民会議では、手作りマスクや使わない生地を募集しています。お預かりしたマスクや生地は、町民会議の加盟団体を通じて、必要とされる方へお配りします。

【回収場所】役場総合受付、三原文化会館、各公民館(予定)
※マスクは未使用のものに限ります。ビニール袋などに入れてください。

寄せられた生地と一緒にマスクを作ってくれる方も募集中です。今後は、「マスクづくり講習会」なども予定しています。

問い合わせ・受付 荻田町青少年育成町民会議事務局
☎093・434・9838(平日9時～15時30分)



6月23日、町民会議(三角主計会長・写真左から2人目)のみなさんが、「絆プロジェクト」の説明のため町長室を訪れました。

新型コロナウイルス感染症

各種支援策・取り組みのご案内

臨時特別出産給付金

新型コロナウイルスによる影響を踏まえ、子育て世帯への独自の支援として、国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれたお子さん一人につき、10万円を支給します。

対象となるお子さん

令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれ、母親が国の特別定額給付金の基準日(令和2年4月27日)に荻田町の住民であること。
※お子さんと母親が申請までの間、引き続き荻田町の住民である方に限ります。

支給金額

支給対象者一人あたり10万円

申請に必要な書類

- ・荻田町臨時特別出産給付金支給申請書
- ・申請者の公的身分証明書の写し
- ・申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し

申請できる方

申請日の時点で対象のお子さんと同じ世帯の母親または父親

申請期限

令和3年5月31日まで(郵送の場合は必着)

※申請方法などの詳細は下記までお問い合わせください。

問い合わせ・郵送先 子育て・健康課 ☎093・588・1036

〒800-0392 荻田町富久町1-19-1 荻田町役場 子育て・健康課 子育て給付担当



荻田町プレミアム商品券

詳しくは
折込チラシを
ご覧ください

1万3千円分のプレミアム商品券を1万円で販売します。

※500円券×26枚、うち13枚は大型店(ルミエール・サンリブ・トライアル・ナフコ)では使用不可

【申込方法】申込用往復ハガキ(チラシに添付)の往信・返信両方に63円切手を貼り、荻田商工会議所へ郵送で申し込み。(電話・メール・FAX不可)
※往復官製ハガキも利用できます。

【引換方法】当選ハガキを持参し、荻田商工会議所または小波瀬コミュニティセンターで引換え。

【引換期間】8月30日⑩～9月11日⑩
(土日は引換えを行いません。ただし、8月30日⑩は引換えを行います)

【申込期間】7月10日⑩～8月10日⑩※消印有効
【抽選結果】申し込み多数の場合は抽選となります。抽選結果は、後日、通知書でお知らせします。

【使用期間】8月30日⑩～令和3年2月28日⑩

【購入限度額】1人5万円分(5冊)まで

問い合わせ・郵送先 荻田商工会議所 ☎093・436・1631 〒800-0352 荻田町富久町1-22-14

■後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療の方で、新型コロナウイルスの影響を受け、次の要件を満たす方は、申請により後期高齢者医療保険料を減免できます。

保険料の減免の対象となる方

①新型コロナウイルスにより、主な生計維持者が亡くなった、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒**保険料を全額免除**

②新型コロナウイルスの影響により、主な生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、右記の要件(1)～(3)のすべてに該当する方
⇒**保険料の一部を減額**

保険料が減額される具体的な要件

世帯の主な生計維持者について…
(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た今年の収入のいずれかが、前年に比べて**10分の3以上**減少する見込みがある
(2) 前年の所得の合計が**1000万円以下**
(3) 「収入減少が見込まれる種類の所得」以外の前年中の所得の合計額が**400万円以下**

※減免の対象となるかどうかや、申請方法の詳細などについては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 住民課 ☎093・434・1848



■介護保険料の減免

介護保険加入者の方で、新型コロナウイルスの影響を受け、次の要件を満たす方は、申請により介護保険料を減免できます。

保険料の減免の対象となる方

①新型コロナウイルスにより、主な生計維持者が亡くなった、または重篤な傷病を負った世帯の方
⇒**保険料を全額免除**

②新型コロナウイルスの影響により、主な生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、右記の要件(1)、(2)のすべてに該当する方
⇒**保険料の一部を減額**

保険料が減額される具体的な要件

世帯の主な生計維持者について…
(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た今年の収入のいずれかが、前年に比べて**10分の3以上**減少する見込みがある
(2) 「収入減少が見込まれる種類の所得」以外の前年中の所得の合計額が**400万円以下**

※減免の対象となるかどうかや、申請方法の詳細などについては、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 地域福祉課 ☎093・434・5544



■高収益作物次期作支援交付金

新型コロナウイルスにより、売上げが減少するなどの影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者のみなさんを支援します。



【対象者】①②の両方を満たす生産者が対象です。

- ①令和2年2月～4月に高収益作物(野菜、花き、果樹、茶)の出荷実績がある、または廃棄などで出荷できなかった生産者(※今後、5月以降も対象となる可能性があります)
- ②収入保険、農業共済などのセーフティネットに加入していること、または加入を検討していること

交付金の対象となる取り組み

(1) 次期作への前向きな取り組み

ア	生産・流通コストの削減	①機械化体系の導入 ②集出荷経費の削減に資する資材の導入
イ	生産性または品質向上に必要な資材などの導入	①品目・品種等の導入 ②肥料・農薬等の導入 ③かん水設備等の導入
ウ	土づくり・排水対策など作柄の安定化	①土壌改良・排水対策の実施 ②被害防止技術の導入
エ	作業環境の改善	①労働安全確認事項の実施 ②農業機械への安全装置の追加導入、ほ場環境改善・軽労化対策の導入
オ	事業継続計画の策定	①事業継続計画の策定等

(2) 需要促進への取り組み

ア	新たに直販を行うためのホームページ等の環境整備	①新規契約の締結 ②追加契約の締結 ③需要開拓による販路の変更
イ	新品種・新技術導入等	①都道府県知事が定める新品種の導入 ②都道府県知事が定める新技術の導入
ウ	海外の残留農薬基準への対応または有機農業、GAP等	①残留農薬基準等への対応 ②有機農業の認証取得に向けた取組 ③GAPの認証取得に向けた取組 ④MPS(花き生産総合認証)の取得に向けた取組

【交付対象面積】

- ・高収益作物の次期作で上記ア～ウのうち2つの取り組みを両方実施したほ場の面積
- ・高収益作物の次期作で上記ア～ウのうち1つの取り組みを実施し、かつエ・オのうち1つの取り組みを両方実施したほ場の面積

【交付単価】10アールあたり5万円(中山間地域は5.5万円)
※施設花きは10アールあたり80万円。施設果樹は10アールあたり25万円に引き上げられる予定ですが、詳細が決まり次第ホームページや広報紙でお知らせします。

【必要書類】申請書、取組計画書、取組面積一覧表、令和2年2月から4月の間に対象の高収益作物を出荷したことが確認できる書類(対象期間の領収書、納品書など。廃棄などにより出荷できなかった場合は、前年産の出荷実績が確認できる書類および今年産の廃棄の理由書を添付してください)

※申請書等は苅田町HPからダウンロードしていただくか、もしくは農政課窓口にてお渡します。
※町内の各公民館、JA直売所、上片島ライスセンターに交付金のパンフレットを置いています。

問い合わせ 農政課 ☎093・434・1893

後期高齢者医療に加入している方へ 保険証・認定証の更新と保険料

問い合わせ
住民課
☎093・434・1848



▼8月1日から使える新しい保険証（薄緑色）を簡易書留で郵送します。新しい保険証の有効期限は令和3年7月31日です。
※ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の保険証となる場合があります。
▼7月31日までに新しい保険証が届かない場合は、お問い合わせください。（保険証は転送不要です。施設に入所しているなどの理由で、ご住所にて受取ができない場合は届出が必要ですので、ご相談ください。すでに届出済みの場合は新たな申請は必要ありません）
▼旧保険証（薄紫色）は、8月1日以降は使えませんので、8月以降に返還していただくか、各自で厳重に処分してください。

新しい保険証を
7月末にお送りします

認定証は
保険証と別に送付します

▼現在使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は令和2年7月31日です。この認定証をすでにお持ちの方で、令和2年度も認定証を発行できる条件の方には、**8月1日からの新しい認定証を保険証とは別に7月下旬に送付します。**新たに認定証の交付を希望する場合は申請が必要です。
手続きに必要なもの
印鑑・保険証・その他（非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります）

保険料決定通知書を
郵送します

▼7月中旬に「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を郵送します。
※保険料の算出方法などについては、保険証と一緒に送付するリーフレットでご確認ください。

国民健康保険に加入している方へ 保険証・認定証の更新と特定健診

問い合わせ
住民課
☎093・434・1848

新しい保険証を
7月末にお送りします

認定証の申請受付は
8月から始めます

▼8月1日から使える新しい保険証（薄緑色）を簡易書留で郵送します。新しい保険証の有効期限は令和3年7月31日です。
※ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の保険証を住民課窓口でお渡しします。
▼年度途中で70歳になる方には、70歳を迎える月の末日までの保険証をお送りしています。後日改めて高齢受給者証を兼ねた保険証をお送りします。
▼旧保険証（桃色）は、8月1日以降は使えませんので、8月以降に返還していただくか、各自で厳重に処分してください。

70歳～74歳の方は
保険証+高齢受給者証

▼70歳から74歳の国保加入者には、保険証と高齢受給者証を1枚にまとめた保険証が交付されます。

福岡県 国民健康保険限度額適用認定証	
有効期限	令和3年7月31日
交付年月日	令和2年8月1日
番号	120 8000000
住所	苅田町富久町1-19-1
氏名	苅田 太郎 男
生年月日	昭和61年7月26日
有効期限	令和2年8月1日
通称	り
交付年月日	令和2年8月1日
交付場所	京都市苅田町

▼現在、申請された方に交付している限度額適用認定証及び標準負担額減額認定証は、有効期限が令和2年7月31日です。
8月からの認定証を希望する場合は、住民課保険・年金担当で手続きが必要です（手続きは8月から受付開始）
手続きに必要なもの
印鑑、保険証、マイナンバーカード（個人番号カード）、またはマイナンバーのわかる書類
※申請時に国民健康保険税の納付がすべて終了している方にしか交付できません。窓口で国民健康保険税の納付が確認できない場合、国民健康保険税の領収証書が必要になることがあります。

令和2年度の軽減措置の見直しについて

後期高齢者医療の保険料は、世帯の所得に応じて、均等割額（年額55,687円）が軽減されます。令和元年10月から始まった「年金生活者支援給付金の支給」と「介護保険の低所得者軽減」の拡充に伴い、後期高齢者医療の低所得者に対する軽減特例（昨年度「8割軽減」、「8.5割軽減」）が廃止され、7割軽減に変更されます。
ただし、昨年度8.5割軽減の対象の方については、「年金生活者支援給付金の支給」の対象とならないことなどを踏まえ、激変緩和の観点から、令和元年10月から1年間に限り、実質8.5割軽減は据え置かれ、令和2年10月から本則通りとなります。したがって、通年7.75割軽減となります（※）。

対象者の所得要件 〔同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額の合計額〕	軽減割合（均等割額の年額）	
	本則	令和2年度
【令和元年度の8.5割軽減区分】33万円以下	7割 (16,706円)	7.75割※ (12,529円)
【令和元年度における8割軽減区分】うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各種所得なし		7割 (16,706円)
33万円（基礎控除額）+28.5万円×被保険者数 以下	5割 (27,843円)	5割 (27,843円)
33万円（基礎控除額）+52万円×被保険者数 以下	2割 (44,549円)	2割 (44,549円)

8月から国民健康保険の特定健診が始まります

健康なうちから受診を！

町内の医療機関で、年に一度、健康チェックができます。苅田町国保の特定健診は無料で受けられます。苅田町国保の特定健診は女性に比べて男性が、また比較的若い年代層（40代、50代）の受診率が低くなっています。働き盛りの若いうち、自覚症状が出ていない今だからこそ、健康管理のために特定健診を受診しましょう。

受診期間・対象者・申込方法

【受診期間】8月1日①～10月31日②の午前中（日・祝を除く）

【対象者】40歳～74歳の国民健康保険加入者

【申込方法】7月下旬に郵送予定の受診券が届き次第、直接、実施医療機関への事前予約をお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、受診期間中であっても特定健診を中止する場合があります。その際は、町ホームページと広報かんだにてお知らせしますので、ご確認ください。

※特定健診の内容・実施医療機関については、広報かんだ6月25日号または受診券に同封の書類をご覧ください。

※10月は例年大変混みますので、早めの受診をお勧めします。



介護保険に加入している方へ 介護保険料の軽減のお知らせ

問い合わせ
地域福祉課
☎093・434・5544

介護保険料の軽減のお知らせ

▼令和元年10月から消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、第1号被保険者（65歳以上の方）で、住民税非課税世帯（保険料所得段階第1〜3段階）の

方の介護保険料が、公費により軽減されます（左表参照）。それぞれの所得段階や保険料は、7月中旬に郵送する「令和2年度介護保険料納入通知書」でお知らせします。令和2年7月以降に65歳を迎える方には、誕生月の翌月中旬に郵送します。

令和2年度の介護保険料

段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者 / 老齢福祉年金受給者で世帯全員が町民税非課税 / 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下で、世帯全員が町民税非課税	20,160円
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が、80万円超 120万円以下で、世帯全員が町民税非課税	33,600円
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超で、世帯全員が町民税非課税	47,040円
第4段階	本人は町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下であるが、他の世帯員が町民税課税	60,480円
第5段階	本人は町民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超であるが、他の世帯員が町民税課税	67,200円
第6段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円未満	80,640円
第7段階	本人が町民税課税で合計所得金額が120万円以上 200万円未満	87,360円
第8段階	本人が町民税課税で合計所得金額が200万円以上 300万円未満	100,800円
第9段階	本人が町民税課税で合計所得金額が300万円以上	114,240円

介護保険料の納め方など

介護保険料の納付の方法

原則として、年金から納めていただきます。（特別徴収）
ただし、次に該当する方は、町から送付される納付書で納めていただきます。（普通徴収）

- ①年金額が年額18万円未満の方
- ②年度途中で65歳になった方
- ③年度途中で他市町村から転入してきた方
- ④年度途中で収入額などに変更があった方

※前年度と比べて保険料段階が急激に上がった方などは、特別徴収と普通徴収と併せて納めていただく場合があります。（併用徴収）
※低所得者に対する保険料の減免制度については地域福祉課までお問い合わせください。

介護保険料は納期内に収めましょう。

介護保険料を納期内に納めないでいると、介護サービスを利用した際の利用者負担額が引き上げられたり（通常はかかった費用の1割・2割・3割）、高額介護サービス費が受けられなくなったりする場合があります。

介護保険料は40歳になった月から納付が始まります。64歳までは健康保険料とあわせて納付します。



お知らせ

Jアラートによる 情報伝達訓練を実施

当日は、訓練放送ですので、災害と間違えないようにしてください。（町内に設置している防災行政無線のスピーカーから放送が流れます）

【放送内容】上り4音チャイム→これはJアラートのテストです×3回→こちらは防災かんだです→下り4音チャイム

【問い合わせ先】
防災・地域振興課
☎093・588・1037

コンビニ交付サービスを 一時停止します

システムメンテナンスのため、住民票、印鑑登録証明書、戸籍の各種証明書の発行、戸籍の利用登録申請（町外者）のコンビニ交付サービスを左記の期間停止いたします。

【停止期間】7月23日（金）～7月26日（日）の終日

【問い合わせ先】
住民課
☎093・434・1803

募集

令和3年成人式 実行委員募集

自分たちらしい、思い出に残る成人式を作ってみよう、やる気のある方の参加をお待ちしています（成人式は1月10日（日）の予定です。ただし、新型コロナウイルスの感染状況によっては開催できない場合があります）。

【対象】新成人10名程度

（平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方）

【内容】成人式の企画・運営

【申込】左記まで電話連絡

【問い合わせ先】
生涯学習課
☎093・434・2044

令和2年度 苅田町奨学生二次募集

在学生在対象の募集です。

【対 象】①本町に3年以上住所を有する者の子弟であること。
②同種の奨学資金の貸付を受けていないこと。
③経済的理由により学資の支出が困難であること。
※世帯の収入状況により、貸付ができない場合があります。

ます。（所得制限あり）
【次の方も対象です】

新型コロナウイルスの影響で、休業や会社の倒産などにより家計が急変し、就学困難となったご家庭は、急変後の所得の見込みにより所得要件を満たすことが確認されれば貸与の対象となります（給与証明や解雇通知書など、所得の減少が分かる書類が必要です）

【貸付金額（月額）】

▽大学院：5万円以内

▽大学・短大・高専（4年生以上）・専修学校専門課程：4万5千円以内

▽私立高校・専修学校高等課程：3万円以内

▽公立高校・高専（3年生まで）：1万5千円以内

【申 込】7月27日（日）～8月31日（日）
（平日8時30分～17時15分）
申請書類を教育総務課へ持参または郵送してください。

申請書類は教育総務課（4階）で配布しています。また町のHPからもダウンロードできます。

【問い合わせ先】
教育総務課
☎093・434・1998

苅田町文化・スポーツ 表彰の推薦を募集

苅田町では、文化・スポーツ活動で公的機関主催の県大会1位、全国大会入賞などの成績（平成31年4月～令和2年3月）を収めた個人・団体や、文化及びスポーツの向上、普及に尽力された方を対象に表彰を行います。

【募集】つきましては推薦候補者の募集を行います。推薦書、推薦方法など詳しくは別途お問合せください。
【申 込】7月27日（日）まで
【問い合わせ先】
生涯学習課
☎093・434・2044



与原・小波瀬ルート コミバスが新しくなりました

6月15日から、新しいコミュニティバスの車両が与原・小波瀬ルートで運行を始めました。以前の車両は平成18年8月に運行が始まり、走行距離は約70万キロとなるなど、老朽化が進んでいました。新しい車両には、苅田町在住のイラストレーター・しいたけさんがデザインした豊玉姫や北九州空港連絡橋、苅田山笠などが描かれています。この機会に新しくなったコミュニティバスに乗車してみませんか？

【問い合わせ先】
交通商工課 ☎093・434・1954

医療機関で『前立腺がん検診』を受診する方へ

町のがん検診・結核検診などの申し込みが始まりましたが、「前立腺がん検診」のみ個別の医療機関でも受診できます。(対象は50歳以上の男性。自己負担500円。受診期間は8月1日(土)～10月31日(土))

医療機関で受診する方で、下記に該当する方は自己負担500円が免除になりますので、対象者となる方は申請方法などをご確認ください。

●自己負担500円が免除になる方

- ①住民税非課税世帯の方
➡事前に「無料受診券」の申請が必要です。
- ②生活保護世帯の方 ➡申請は不要です。
※受診の際に必ず診療依頼書をご持参ください。

●「無料受診券」の申請方法

役場子育て・健康課(健康増進担当)に本人または同じ世帯の人が、期間内に下記の必要書類を持参してください。

- ①本人または同じ世帯の人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等)
- ②印鑑

※申請書を子育て・健康課で記入していただきます。
※代理人申請(同じ世帯以外の人)や郵送申請もできます。これらの申請をご希望の方はお問い合わせください。

【無料受診券の申請期間】
7月22日(水)～10月22日(木)

【注意事項】
※受診後の無料受診券の発行はできません。
※受診後の払い戻し等はできませんのでご注意ください。
※令和2年1月1日時点で住民票が他市町村にあった方は世帯の課税状況が確認できないことがあります。その際は非課税証明書が必要となります。
※同一世帯の中に未申告の方がおり、世帯の課税情報が確認できない際は発行できません。税務課で住民税の申告をして頂いた後、世帯の課税情報が確認でき次第、発行します。なお、世帯の課税情報を確認できるようになるまで、1か月程度かかる場合がありますので、早めに申告をお願いします。

【申請・問い合わせ先】子育て・健康課(健康増進担当)
〒800-0392 苅田町富久町1-19-1
☎093・588・1235

している人 費 無料
問 福岡県総合福祉センター
☎092・584・6067
福岡県障がい者
ITサポート養成講習会
日 8月27日(土)・9月1日(土)・
10日(土)・15日(土)・24日(土)
10時30分～15時30分
場 福岡県総合福祉センター(春日市)
対 ①自宅にパソコンがあり現在使用中の人

②養成講習会修了後パソコンボランティアとして登録後活動可能な人 費 無料
問 福岡県身体障害者福祉協会
☎092・584・6067
相談
発達に関する相談会(教育・就学相談会)
お子様の就学について、心身の発達に関する相談会を実施します。

日 8月29日(土)
※相談時刻は希望者数によって調整し、決定後、保護者宛に直接連絡いたします。
場 三原文化会館
対 令和3年4月に小学校へ入学するお子様の保護者の方
内 心身の発達や就学に関する相談など
申 7月31日(金)まで
問 苅田町教育委員会
☎093・434・1998

がん検診受診者は 住民税の申告を!

がん検診は、次の方は無料になります。ただし、未申告者がいる世帯は料金がかかりますので、住民税の申告を8月14日(金)までに行ってください。

【対象者】①令和2年8月14日までに世帯全員が住民税非課税
②令和2年8月14日までに生活保護世帯
※扶養に入っている方の申告は不要です。
※令和2年1月1日時点で住民票が他市町村にあった方は、世帯の課税状況が確認できない場合があります。

【問い合わせ】パンジープラザ
☎093・436・5115

講座・講習会
西部公民館講座
地域とつながる輪・福祉編
「移動販売・コロナ時代の新しいつながり方」をキーワードに、高齢化社会の買い物問題、外出自粛による閉じこもり問題の解決に向けた取組みを紹介する講演会です。
※講演後に移動販売車による実演販売を行います。
講師・上村尚之さん(白川園副施設長)

令和2年度危険物取扱者保安講習会
日 9月30日(土)、10月1日(土)、10月2日(土)
場 豊前市総合福祉センター
対 危険物取扱者免状(以下、免状)の交付を受けられている方で、①または②に該当する方
①継続して危険物取扱作業に従事している方(前回の講習後の最初の4月1日から3年以内)
②新たにまたは再び従事する方(従事することとなった日から1年以内)
※例外もあります。詳しくはお問い合わせください。

福岡県盲ろう者通訳・介助員養成研修会
日 8月2日(土)・8日(土)、9月6日(土)・20日(土)・27日(土)、10月4日(土)・18日(土)・24日(土)10時～16時
場 福岡県総合福祉センター(春日市)
対 ①7回以上の受講が可能で、受講終了後に通訳介助員として福岡県盲ろう者通訳・介助員派遣事業に登録し活動できる人
②福岡県身体障害者福祉協会が受講対象として認めた人で、手話・点訳・朗読・ガイドヘルパーなどに従事

戦没者遺児による慰霊友好親善事業
先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象に、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼などを行います。
【訪問地域】西部ニューギニア、ボルネオ・マレー半島、トラック諸島など
費 10万円
日程などの詳細はお問い合わせください。お申し込みはお住まいの各都道府県遺族会へ。
問 日本遺族会事務局
☎03・3261・5521

令和2年度危険物取扱者保安講習会
日 9月30日(土)、10月1日(土)、10月2日(土)
場 豊前市総合福祉センター
対 危険物取扱者免状(以下、免状)の交付を受けられている方で、①または②に該当する方
①継続して危険物取扱作業に従事している方(前回の講習後の最初の4月1日から3年以内)
②新たにまたは再び従事する方(従事することとなった日から1年以内)
※例外もあります。詳しくはお問い合わせください。

受講料4700円
持 受講票・危険物取扱者免状
申 8月14日(金)～9月14日(土)申請書を簡易書留で送付(郵送のみ受付)。申請書は苅田町消防本部にあります。
送付先 〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15「ふくおか石油会館3階」公益社団法人福岡県危険物安全協会
問 消防本部予防課
☎093・434・0299

「ごみの分別・出し方一覧表」の変更・追加

「ごみの分別・出し方一覧表」(右QR)に下記の内容を追加・変更しました(色つきは変更)。ごみはルールをしっかりと守って出しましょう。 問 環境保全課 ☎093・434・1834



- 燃やせるごみ
 - ・食品用トレイ ・ビニール手袋
 - ・食用油(布や紙にしみこませるか固形化して)
- 大型の燃やせるごみ
 - ・マット、ジョイントマット(外用の金属製のものは大型の燃やせないごみ) ・人工芝 ・竹筒
- その他の燃やせないごみ
 - ・ウォーターサーバー用ボトル(プラマークが付いているもの)
 - ・枝切りバサミ(高枝切りバサミは大型の燃やせないごみ)
 - ・珪藻土マット(砕かずにそのまま) ・食器類
 - ・湿気取りの容器(使い捨て) ・シリコン樹脂のもの

- 大型の燃やせないごみ
 - ・スプリングマット ・エアロバイク(電動は自己搬入)
- 資源ごみ
 - ・ウォーターサーバー用ボトル(ペットマークが付いているもの) PET
- 家電ごみ
 - ・ハードディスク(外付け) ・マッサージ器(小型)
- 自己処理
 - ・ウォーターサーバー(メーカー、販売店へ)
 - ・コピー機 ・モバイルバッテリー(電器店に相談)
 - ・電池(ボタン、リチウムイオン/販売店に持ち込み)
 - ・マッサージ器(イスタ)

新しい生活様式を実践しましょう

一人ひとりの基本的感染対策

- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分取れない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に注意する。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。

日常生活を営む上での基本的な生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- 身体的距離の確保
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙など、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱または風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

日常生活の各場面別の生活様式

- 【買い物】
一人または少人数で。通販も利用。
- 【スポーツ】
筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- 【イベントへの参加】
○接触確認アプリの活用
○発熱や症状のある場合は参加しない

働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差出勤でゆったり、オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 対面での打ち合わせは換気とマスクを
※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が作成しています。

—新型コロナウイルスから自分や大切な人を守るため、厚生労働省からのお願い— 接触確認アプリCOCOAをインストールしましょう



※画面イメージ

COCOAは、新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができる、スマートフォンのアプリです。

○利用者本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルスの陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。

○利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止が期待できます。

1メートル以内、
15分以上接触した可能性



- ・接触に関する記録は端末の中だけで管理し、外には出ません。
- ・どこで、いつ、誰と接触したのかは、互いにわかりません。

厚労省 接触確認アプリ

検索



町の公共施設の利用緩和について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、町の公共施設（パンジープラザ、総合福祉会館、各公民館、図書館、体育施設など）の利用を段階的に緩和しています。利用される方は、利用対象・目的・時間などの緩和状況を各施設へご確認のうえ、ご利用願います。